

鹿沼市長 佐 藤 信 様

鹿沼市庁舎整備検討委員会

委員長 三 橋 伸 夫

鹿沼市庁舎整備基本構想の策定に係る審議について（答申）

平成24年10月15日付け財第251号において諮問のあった鹿沼市庁舎整備検討委員会要綱（平成24年7月17日施行）第2条に規定する「鹿沼市庁舎整備基本構想」の策定に必要な事項について、下記の付帯意見を附して別添のとおり答申します。

記

平成24年10月15日に「鹿沼市庁舎整備検討委員会」が設置され、「庁舎整備のあり方及び基本構想等について」諮問を受けた本委員会は、市民の利便性を基本に、建物の老朽化や耐震性の不足をはじめ、新たな庁舎の将来像や厳しい財政事情、さらには、まちの活性化なども勘案し、今日に至るまで9回にわたり慎重に審議を進めてきました。

庁舎整備における大きな論点は、整備方法と庁舎の位置です。それぞれいくつかの選択肢が考えられることから、整備方法についてはモデル的な4つの整備パターンを設定し、庁舎の位置は6箇所の候補地を抽出して、様々な角度から評価をしました。

その結果、整備方法は「移転新築」、庁舎の位置は「現庁舎敷地」が高評価であり、相反するような結果となりました。このため、市民の立場から評価の際に優位と判断した内容をさらに慎重に分析、検討したところ、整備方法は「既存庁舎（本館・新館・東館）を解体し、集約して新築する」ことが最善であること、一方、位置は、評価した上位2箇所が拮抗しており、特性的にも一長一短であること、との結論に至りました。

また、市民の世論調査からも現在地と移転が同率であることなどから、1箇所の候補地に絞り込むことは難しく、「現庁舎敷地」と「下水道事務所用地」の2箇所を候補地としています。

今後の最終的な位置の選定は、庁舎位置として相応しい条件を整理しながら、まちづくりや整備スケジュール等との整合性を見極め、柔軟に対応されることが望まれます。

本委員会が上記のような検討を重ねた結果、別添のとおり、鹿沼市の将来を見据えた「鹿沼市庁舎整備基本構想（案）」をまとめることができ、最終的に本答申書（別紙：基本構想案に関する基本的事項）をもって諮問に答えることで意見の一致を見ました。

市長におかれましては、本委員会での検討結果を踏まえていただき、市民から十分な理解が得られ、かつ、市民にとって利便性が高く、効率的な行政運営が可能となる庁舎の実現に向けて最大限の努力がなされるよう要望し、答申といたします。

＜鹿沼市新庁舎基本構想[案]に関する基本的事項について（答申）＞

1 望まれる庁舎像（新庁舎の位置づけと役割）

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| ○ “おもてなし”の心を備えた市民が利用しやすい市庁舎 | 〈利便性〉 |
| ○ 安全・安心な暮らしを支える防災拠点としての市庁舎 | 〈防災性〉 |
| ○ にぎわいの場を創出しまちの活性化に寄与する市庁舎 | 〈協働性・まちづくり〉 |
| ○ 機能的で効率的に行政事務・議会運営ができる市庁舎 | 〈機能性・効率性〉 |
| ○ 安全性が高い高度な行政情報環境を備えた市庁舎 | 〈高度情報化〉 |
| ○ 環境に配慮した自然環境にやさしい市庁舎 | 〈環境性〉 |
| ○ ライフサイクルコストに配慮した経済的で持続性のある市庁舎 | 〈経済性〉 |
| ○ まちの中心拠点施設としてシンボルとなる市庁舎 | 〈シンボリック性・イメージ〉 |

【附帯意見（留意点等）】

- ・以上のとおり8項目の視点を含め、「安全で市民が利用しやすい」庁舎を基本に進めることが望されます。

2 新庁舎に求められる機能（安全で利用しやすい庁舎機能を求めて）

- | |
|---|
| ○ 現庁舎の現状と課題から8項目の「求められる機能」を想定します。
⇒「防災拠点機能」・「来庁者の利便性を高めるための機能」・「市民との協働・まちづくりを進めるための機能」・「議会運営を進めるための機能」・「行政事務を効率的に行うための機能」・「高度情報化に対応するための機能」・「環境と共生するための機能」・「庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能」 |
|---|

【附帯意見（留意点等）】

- ・導入する機能については、今後策定する「基本計画」において、庁舎規模や費用対効果を見極めながら検討することが望されます。

3 新庁舎の整備方針

（1）新庁舎の規模（必要面積）

- | |
|--|
| ○ 想定する新庁舎の規模については、「約15,000m ² 」程度を上限と想定します。 |
|--|

【附帯意見（留意点等）】

- ・新庁舎の規模は、現庁舎（本館・新館）及び東館の組織を踏襲することが可能な規模と想定します。
- ・また、少子化など人口減少による職員数の減少が予想されることから、規模決定の際には、基本計画において施設機能の見直しなど柔軟な対応が必要であります。

(2) 新庁舎の事業規模（概算事業費及び財源）

- 想定する新庁舎の事業規模（概算事業費）は、「約60億円」程度を上限と想定します。

【附帯意見（留意点等）】

- ・建設費用（本体工事）は、市の財政事情を鑑みて、建設費の抑制に努めながら必要最小限とし、60億円の枠内で納まるよう配慮することが望されます。
- ・財源については、国からの財政支援において有利な「合併特例債」を活用することが最善であると考えます。
- ・事業規模（概算事業費）の決定にあたっては、将来を見据えて、より一層の行政改革の推進を図りながら、健全財政の維持に努める必要があります。

(3) 新庁舎の整備方法

- 既存庁舎（本館・新館・東館）を解体し、集約した新庁舎に建て替えすることが最善であると想定します。

【附帯意見（留意点等）】

- ・建設工法は、防災拠点としての適正な構造性能やコスト面に配慮し、木造をはじめ、その他あらゆる工法を検討したうえで採用されるよう柔軟な対応が望されます。
- ・「木質化」については、できるかぎり地場産材を使用し、全面的に進めるとともに、地元業者等の受注機会の拡大に努めることを望みます。

(4) 新庁舎の位置

- 庁舎位置の候補地として、「現庁舎敷地」及び「下水道事務所用地」が適地であると想定します。

【附帯意見（留意点等）】

- ・最終的な位置の決定は、新庁舎のあるべき姿を考慮しながら、相応しい条件を備える位置を選定されるよう柔軟に対応することが望されます。

4 整備時期

- 現庁舎の老朽化や耐震性の不足を考慮すると早期の整備が望ましく、合併特例債の使用期限である平成32年度を完了目標とすることが最善であります。

5 その他、基本構想の策定に必要な事項

- 別添「鹿沼市庁舎整備基本構想（案）」のとおりとします。